



進出協定書

長岡市（以下「甲」という。）と、ヨネックス株式会社（以下「乙」という。）とは、乙が西部丘陵東地区に進出するにあたり、次の基本事項について協定を締結する。

（土地の売却）

第1条 乙は、下記西部丘陵東地区の土地について、土地所有者である長岡地域土地開発公社と事業計画等に従い別途土地売買契約を締結するものとする。

土地の所在地	地目	面積
長岡市高頭町字中山地内	宅地	総面積 約 140,000 m ²

2 前項の土地の面積等については、確定測量後に決定するものとする。

（土地利用等）

第2条 乙は、事業計画等に基づき、適正な土地利用を図るものとする。

（事業活動への協力）

第3条 甲は、乙との適切な情報交換に努め、乙の円滑な事業活動に協力するものとする。

（公害の防止）

第4条 乙は、工場等の操業にあたっては、公害防止に関する協定を別途締結し、公害防止に万全の措置を講ずるものとする。

（雇用等の地元優先）

第5条 乙は、新規の雇用については、業務上支障のない範囲内において、地元住民を優先的に採用するよう配慮するものとする。

2 乙は、工場等の建設及び操業に必要な資材及び役務の調達に当たっては、業務上支障のない範囲内において、地元企業を優先するよう配慮するものとする。

（その他）

第6条 乙は、経済情勢の変動その他やむを得ない事由により、工場等の操業予定時期の変更を要する場合及び事業活動に重大な変更を生ずる場合は、遅滞なく甲に書面で通知するものとし、必要に応じ、甲乙協議のうえ本協定の内容を見直すことができる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年 2 月 6 日

新潟県長岡市大手通1丁目4番地10

甲 長岡市
長岡市長

東京都文京区湯島3丁目23番13号

乙 ヨネックス株式会社
代表取締役社長